

## 安芸市肥料価格高騰対策支援金給付要綱

### (趣旨)

第1条 この要綱は、補助金等の交付に関する規則（昭和30年規則第11号。以下「規則」という。）の規定に基づき、安芸市肥料価格高騰対策支援金（以下「支援金」という。）の給付に関し必要な事項を定めるものとする。

### (目的)

第2条 市は、コロナ禍において農業用肥料の価格高騰による農業経営への影響を緩和することを目的に、予算の範囲内で給付する。

### (支援金の給付対象者)

第3条 支援金の給付の対象となるものは、次の各号のいずれにも該当するものとする。

- (1) 市内に住所を置く個人又は団体であること。
- (2) 国及び県の肥料価格高騰に対する支援を受けない者で、2021（令和3年）分の確定申告において、農業収入（農産物販売金額）が50万円以上の農業者であること。ただし、令和4年中に新規就農した者も含めるものとする。
- (3) 今後も事業を継続する意思があること。
- (4) 安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

### (支援金の算定)

第4条 支援金は、別表に示す算定式により算定した金額とする。

### (支援金の給付申請)

第5条 支援金の給付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、様式第1号による支援金給付申請兼請求書に、次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 振込先の確認できる預金通帳の写し
- (2) 2021（令和3）年分の確定申告書第1表（収支内訳表でも可）の控えの写し、もしくは住民税申告書の控えの写し（令和4年に新規就農した者については、新規就農したことがわかるもの）
- (3) 対象期間中に購入した農業用肥料の領収書等の写し
- (4) その他市長が必要と認める書類

### (支援金の給付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、これを審査し、支援金を給付することが適当と認めるときは、必要な条件を付して、支援金の給付を決定し、様式第2号による支援金給付決定通知書を申請者に通知するものとする。

(支援金の給付)

第7条 市長は、前条の給付決定を行ったときは、速やかに支援金を給付するものとする。

(給付決定の取消し等)

第8条 市長は、第6条の規定により給付決定を受けた者（以下「給付決定者」という。）が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、支援金の給付の決定を取り消し、様式第3号による支援金給付決定取消通知書を、当該給付決定者に対し通知するものとする。

- (1) 虚偽の申請又は不正な手段によって給付を受けたとき。
- (2) この要綱の規定に違反したとき。
- (3) 第3条に定める給付対象者要件を欠いたとき。
- (4) 前3号に掲げる場合のほか、市長が適当でないと認めるとき。

2 市長は、前項の規定により支援金の給付決定を取り消したときは、当該給付決定者に対し、既に給付した支援金の返還を求めるものとする。

(報告及び調査)

第9条 市長は、必要があると認めるときは、給付決定者に対し、必要な事項に関して報告を求め、又は関係帳簿書類等を調査することができる。

(情報の公開)

第10条 この支援金に関して、安芸市情報公開条例（平成11年条例第2号）に基づく公開請求があった場合は、同条例の規定による非公開項目以外の項目は、原則として公開するものとする。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

(附 則)

- 1 この要綱は、令和5年1月20日から施行する。
- 2 この要綱は、令和5年3月31日限り、その効力を失う。ただし、この要綱に基づき、給付された支援金について、第8条及び第10条の規定は、同日以降もなおその効力を有する。

別表（第4条関係）

区分	給付対象者	補助対象経費	補助率
肥料価格高騰対策事業	要綱第3条各号の いずれにも該当す る農業者 <sup>※1</sup>	下記に示す算定式により算出する肥料費の価格上昇分  算定式＝当年の肥料費 <sup>※2</sup> －{当年の肥料費÷価格上昇率（1.4） <sup>※3</sup> }	10分の1以内

（注）補助金の算定に当たっては1円未満は切り捨てる。

- ※1 ・市内に住所を置く個人又は団体であること。  
 ・国及び県の肥料価格高騰に対する支援を受けない者で、2021（令和3）年分の確定申告において、農業収入（農産物販売金額）が50万円以上の農業者であること。（令和4年中新規就農した者については、新規就農したことがわかるもの（開業届など））  
 ・今後も事業を継続する意思があること。  
 ・安芸市暴力団排除条例（平成23年条例第6号）第2条に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者ではないこと。

※2 令和4年6月から令和4年10月の期間の農業用肥料購入費

※3 国の肥料価格高騰対策で令和4年秋用肥料の価格上昇率として示された率



令和 年 月 日

安芸市長 横山 幾夫 様

(申請者) 住 所 \_\_\_\_\_

(法人名)

氏 名 \_\_\_\_\_

連絡先 ( ) \_\_\_\_\_

令和 年度安芸市肥料価格高騰対策支援金給付申請兼請求書

令和 年度において、安芸市肥料価格高騰対策支援金の給付を受けたいので、安芸市肥料価格高騰対策支援金給付要綱第5条の規定により、下記のとおり申請します。

記

1 支援金申請額

申請額	当年の肥料購入額 - (当年の肥料購入額 ÷ 価格上昇率) × 1/10
円	円 - ( 円 ÷ 1.4 ) × 1/10

(申請の対象となる栽培品目・面積)

作物名	面積 (a)	作物名	面積 (a)

2 振込先

振込先口座	金融機関名	銀行・金庫・農協
	支店名	支店 ・ 店 ・ 所
	預金種別	普通 ・ 当座
	口座番号	
	フリガナ	
	口座名義人	

※各項目の太線枠部分は、必ず御記入ください。

※この申請書は、安芸市において給付決定をした後、支援金の請求書として取り扱います。

裏面に続く

様式第1号（裏面）

誓約・同意事項（誓約及び同意がない場合は、給付が受けられません。）

次の該当項目全てに誓約し、及び同意します。

↑（必ずチェックを入れてください。※必須）

- 1 安芸市肥料価格高騰対策支援金の給付要件全てに該当すること。
- 2 給付申請書の記載事項及び証拠書類等に虚偽のないこと。
- 3 関係書類の提出指導、事情聴取及び立ち入り検査等の調査に応じること。
- 4 不正受給等が発覚した場合には、支援金を全額返還すること。
- 5 市職員が給付要件確認のために、関係課への申告状況等を確認すること。

3 添付資料

- 振込先の確認できる預金通帳等の写し
- 2021（令和3）年分の確定申告書第1表（収支内訳表でも可）の控えの写し、もしくは住民税申告書の控えの写し（令和4年中に新規就農した者については、新規就農したことがわかるもの）
- 対象期間中に購入した農業用肥料の種類、品名等が確認できる書類、及び領収書等の写し
- その他市長が必要と認める書類

様式第2号（第6条関係）

安芸市指令 安農林第 号  
令和 年 月 日

郵便番号

住所

氏名 様

安芸市長 横山 幾夫

安芸市肥料価格高騰対策支援金給付決定通知書

令和 年 月 日付けで申請のありました令和 年度安芸市肥料価格高騰対策支援金について、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

支 援 金 額	円
---------	---

支払方法	口座振込	
振込先	金融機関	
	口座名義人	
振込予定日	給付決定から14日程度で上記口座に振り込みます	
備考		

支援金は、税務上、は総収入金額に算入されます。  
申告についてのお問合せは、税務署もしくは市役所税務課にお問い合わせください。

様式第3号（第8条関係）

安農林第 号  
令和 年 月 日

様

安芸市長 横山 幾夫

安芸市肥料価格高騰対策支援金給付決定取消通知書

令和 年 月 日付け安芸市指令 安農林第 号で給付決定した令和 年度安芸市肥料価格高騰対策支援金について、下記の理由で給付決定を取消したので、安芸市肥料価格高騰対策支援金給付要綱第8条第1項の規定に基づき通知します。

記

（取消の理由）